

岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則運営要綱

平成13年8月31日農水第913号
最終改正 令和7年4月1日農経第193号

第1 総則

1 趣旨

岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則（平成13年岐阜県規則第103号。以下「規則」という。）の適正かつ効率的な運用を図り、本県の農業金融行政の円滑な進展に資するため本要綱を制定する。

2 貸付対象者

借入希望者が60歳以上である場合には、その後継者が借入希望者の主たる従事者になることについて、両者が了承した旨の書面（様式第1号）を徴求してその意思を確認する。

3 融資機関

農業経営負担軽減支援資金（以下「支援資金」という。）の融資機関は、次に掲げる金融機関とする。

- (1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合
- (2) 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合連合会
- (3) 農林中央金庫
- (4) 銀行
- (5) 信用金庫
- (6) 信用協同組合

4 資金使途

(1) 支援資金の資金使途は、次に例示する営農負債の借換えとする。

- ア 農地、採草放牧地、未墾地の改良、造成、取得又は復旧
- イ 農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得又は復旧
- ウ 農産物の加工処理施設・流通販売施設・観光農業施設の改良、造成、取得又は復旧
- エ 借地権、施設等の利用権、特許権その他無形固定資産の取得等
- オ 家畜・果樹等の導入
- カ 種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費
- キ 小農具等営農用備品、消耗品等の購入費
- ク 営農用施設・機械の修繕費
- ケ 地代（賃借料）及び営農用施設・機械のリース・レンタル料
- コ 生産技術、経営管理技術の修得費、市場開拓費、販売促進費

(2) 営農負債が制度資金（株式会社日本政策金融公庫が融通する資金、農業近代化資金、経営資金、農業改良資金、青年等就農資金、その他国若しくは独立行政法人農畜産業振興機構が利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国の補助金の交付を受けた者がこれを財源として利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国が融通する資金をいう。）を借り受けたために生じた負債である場合には、貸付利率が年5.0%以下のものは対象としない。

なお、この貸付利率については、地方公共団体その他の機関の上乗せ利子補給が行われる前の貸付利率が年5.0%を超えているかどうかにより判断する。

(3) 次のような営農負債の借換えは、支援資金の対象としない。

- ア 明らかに営農負債と異なる負債
 - ① 生活及び農外事業に必要なものとして借り入れた負債
 - ② 土地改良事業又は国立研究開発法人森林研究・整備機構事業の負担金その他借入金以外の負債
- イ 営農負債かどうかその内容が不明な負債
- ウ 営農勘定、買掛未払金等の貸越勘定等に係る負債
ただし、営農勘定等の固定化した部分（営農勘定等から原価法、時価法等により評価し

- た棚卸評価額を差引いた額)を証書に書き替えた場合はこの限りではない。
- エ 返済期日を1年以上経過している営農負債が半分以上を占める場合
- オ 借換対象となる当初の営農負債の借入時に、融資機関と取り交わした返済に係る約定に著しく違反している負債

5 貸付条件

- (1) 規則第6条第1項に規定する貸付限度額の算定に当たっては、次の点に留意すること。
- ア 複数の営農負債のうち、約定どおり返済していないもののみを対象とするのではなく、約定どおり返済されているものを含めて営農負債全体を支援資金の借換対象とする。
- イ 営農負債の残元金、借換時までの経過利息(約定利息)のほか、延滞利息を含めて支援資金の借換対象とする。
- ただし、融資機関は、延滞利息等について可能な限り条件緩和措置に配慮すること。
- (2) 規則第6条第2項に規定する償還期限及び据置期間は、最高の期限及び期間を定めたものである。実際の貸付けにあたってはそれぞれの範囲内において、経営規模、経営内容等を勘案して具体的に定めることができる。
- なお、営農負債の年間償還額からみて、融資機関が特に必要があると認める場合には、償還期限を15年以内とすることができる。
- (3) 規則第6条第3項に規定する「貸付利率」並びに第7条に規定する「利子補給率」は、別途定める農業制度資金等の貸付利率等に関する取扱要領(平成15年10月21日付け水田第951号)によることとする。
- (4) 償還期日、据置期間、利払期の取扱いは次のとおりとする。
- ア 約定償還日は毎年6月30日又は12月31日のいずれかとする。
- イ 据置期間は、貸付実行日から第1回償還日の1年前(前年の同月同日をいう。)までとする。
- ウ 利払期は、6月30日及び12月31日の年2回とする。
- (5) 借入申込金額は万円単位とし、約定償還額は千円単位とする。
- なお、償還額については償還回数で均等割りを行い、千円未満端数が生じた場合は第1回目に参加することとする。

第2 経営改善計画

1 経営改善計画の作成等

- (1) 規則第3条第1項に規定する経営改善計画書は、農業負債整理関係資金基本要綱(平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。)別紙1の(2)又は(3)とし、同項に規定する借入申込書は、基本要綱別紙2とする。
- (2) 融資機関は、借入希望者から経営改善計画作成の相談があった場合には、借入希望者の経営の現状、問題点などを十分調査するとともに、農林事務所及び市町村の協力を得ながら適切に対応する。
- (3) 借入希望者が、飼養衛生管理基準(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう、以下同じ。)に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、家畜保健衛生所から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善計画書に併せて提出するものとする。

2 経営改善計画の審査

- (1) 融資機関は、経営改善計画書及び借入申込書について、借入希望者の経営能力及びそれを反映する経営状況をもとに、融資審査の考え方(基本要綱別紙3)を参考として貸付けの可否を決定する。
- (2) 融資機関は、(1)の判断に際して、必要がある場合には、借入希望者の営農負債の融資機関に、当該関係書類又はその写しを原則として電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により送付し、協議(償還条件の緩和をどの程度行うことができるかを含む)し、又、借入希望者の経営能力等に関し関係機関の意見を聴く。

- (3) 融資機関は、経営改善計画総括表（基本要綱別紙1の(1)）を作成し、経営改善計画書と合わせて、農林事務所を経由して別に定める経営診断会議に原則として電磁的記録により送付する。

なお、被災借入希望者の審査にあたっては、経営診断会議からの委任を受けて融資機関自ら経営診断を行うことができるものとする。

- (4) 経営診断会議は、当該農業経営の診断を行うために必要な者が参画し、適切な経営診断を実施した後に、経営改善計画総括表に必要事項を記入して農林事務所を経由して融資機関へ原則として電磁的記録により回答する。

第3 借入申込及び利子補給承認申請

1 借入申込

借入希望者は、経営改善計画書に借入申込書を添え融資機関に提出するものとする。

また、農業信用基金協会の債務保証を受ける必要のあるものについては、当該債務保証委託申込書を添付すること。

2 利子補給の承認申請

融資機関は、第2の2の(3)の経営診断の結果を参考にして速やかに貸付けの適否を決定し、貸付けを行おうとするものについては、利子補給承認申請書（規則別記第3号様式）及び経営改善計画に関する要件書（規則別記第4号様式）に経営改善計画書の写し及び借入申込書の写しを添え農林事務所を経由して知事に原則として電磁的記録により提出する。

なお、必要に応じて、経営改善計画に対する関係機関の意見を聴取して要件書に記載する。

又、債務保証委託申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、借入申込書の写しを添えて岐阜県農業信用基金協会に送付する。

第4 利子補給の承諾等

- 1 知事は、利子補給承認申請書の提出があったときは、内容を審査し適当と認めたものについて利子補給承諾書（規則別記第5号様式）を農林事務所を経由して融資機関に交付する。
- 2 規則第8条に規定する県と融資機関との利子補給契約は、別段の変更事由が生じない限り更改しない。

第5 貸付実行

- 1 融資機関は、利子補給承諾書の交付を受けたときは、利子補給契約書（規則別記第7号様式）第2条の規定に基づき、その交付の日から原則として2ヶ月以内に貸付実行する。

- 2 融資機関は、貸付実行後速やかに、農業経営負担軽減支援資金貸付実行報告書（様式2号）を農林事務所を経由して知事に原則として電磁的記録により提出する。

なお、貸付実行報告書の「貸付年月日」欄の日付は実際に利息の発生する日を記入し、借用証書の日付は、原則として貸付実行日と一致させる。

第6 債権保全措置

- 1 債権保全措置については、融資機関（必要に応じて融資機関及び農業信用基金協会）と借入希望者の協議により、物的担保若しくは農業信用基金協会による保証、又は両者によるものを基本とし、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする。また、経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。
- 2 融資機関は、担保物件の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行う。

第7 融資実行後の措置

- 1 融資機関は、融資を実行する場合には、借受者ごとに担当者を決め、借受者の経営改善が着実に行われるよう配慮する。
- 2 借受者は、経営改善計画期間中、経営改善計画が達成されるまでの間、毎年「〇年経営状況報告書」（基本要綱別紙4）により、経営状況を融資機関に報告する。

- 3 融資機関は、2の報告をふまえて、必要がある場合には、農林事務所（農業普及課）に対し借受者への指導協力を求める。

第8 資金管理

- 1 融資機関は、貸付けを行おうとする支援資金について善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 別段預貯金口座による管理
事業に係る経理は、すべて無利息で運用する別段預貯金口座又は支援資金専用の預貯金口座を通じて行うこと。
- 3 営農負債の借換え
(1) 営農負債の借換えは貸付実行日以降速やかに行うこと。
(2) 支援資金の払い出しの経過を記録するとともに、利息計算書等証拠書類の写しを整理保管しておくこと。
- 4 利子補給金の打ち切り
規則第14条に規定する以外にも、支援資金の使途が次に例示する場合など、支援資金の趣旨から逸脱し、違法、不法又は不適正と認められる場合には、知事は利子補給金を打ち切り、融資機関に対して遡及返還の措置を講ずることがある。
なお、打ち切りの事由が借受者の責に帰すべきものである場合には、融資機関は借受者に当該支援資金の返還を求めることができる。
ア 融資機関の出資金、賦課金等に流用したもの
イ 事業の実施に直接関係ないものの購入又は経費に充当したもの
ウ 営農負債以外の負債の償還に充当したもの
エ 各種積立金その他の経費に流用したもの
オ 生活資金に充当したもの
カ 定期貯金、普通預金等各種の預貯金に振替えたもの
キ 貸付利率が本要綱に規定した利率を超えているもの
ク 使途が適正であることを確認できないもの
- 5 繰上償還の取扱い
支援資金の繰上償還は原則として認めない。ただし、借受者の経営実績、経営改善の状況等により繰上償還を行うことが適当であると認められるときは、融資機関は、関係機関とその適否を検討し、知事の指示を受けて処理する。
なお、一部繰上償還が認められた場合は、次のとおり処理する。
(1) 据置期間中に繰上償還があった場合
貸付金から繰上償還額を差し引き、償還回数で千円単位まで割り戻し（端数は第1回に算入する）約定償還額を変更する。
(2) 据置期間終了後に繰上償還があった場合
約定償還額に見合う償還があった場合は、最終約定償還額から充当して期限を短縮する。
- 6 償還期限等の変更
(1) 規則第13条に規定する「天災等の場合で別に知事が定める場合」は次のとおりとする。
ア 借受者が、天災によって相当の被害を受け又はその者の所有する家畜が法定伝染病によって甚大な被害を被ったと認められること。
イ 当該被害が、申請に係る融資機関の管内の農家数の過半数に達しその地方の経済に大きな影響を与えると認められること。
ウ ア及びイ以外で知事が償還期限又は据置期間を変更することを必要と認めるに足る災害等が生じたこと。
(2) 変更後の償還期限及び据置期間は、規則第6条第2項に定める償還期限又は据置期間の範囲内であること。
- 7 融資機関は、毎年上期及び下期期間終了後1ヶ月以内に、延滞状況報告書（様式第3号）により、延滞状況を知事に報告する。

第9 利子補給金

- 1 融資機関が規則及び利子補給契約書の条項に違反したときは、利子補給金を打切り又は既に交付した利子補給金の返還を命ずることがあるので留意すること。
- 2 規則第9条に規定する利子補給金の計算に当たって利子補給率に年率を用いる場合、融資平均残高は計算期間中の毎日の最高残高の合計額の総和（積数という。）を年間の日数で除して得た額（積数／365）とする。

第10 その他

1 処理期間

融資機関は、借入希望者の経営改善計画書等の提出から1年半以内にすべての手続を終了させるよう努めるものとし、それまでの間に手続きが終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知する。

2 他の資金との関係

- (1) 借受者は、経営改善計画を誠実に実行し、確実に経営を軌道に乗せ、安定させる責務があるため、計画達成を阻害する規模拡大等を目的とする資金を借り入れた場合は、規則第14条第1項第2号の規定に該当すると認め、利子補給金を打ち切るものとする。
- (2) 基本要綱に基づく経営体育成強化資金及び支援資金（以下「2資金」という。）を活用して負債の償還負担を軽減しようとする際には、支援資金で対応できる場合は極力支援資金で対応し、対応できない場合には経営体育成強化資金で対応することを基本とする。
なお、2資金を同時に利用する場合については、取扱融資機関が密接に協議・連携を図る。

附則

この要綱は、平成13年 9月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年 8月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年10月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年 5月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。ただし、第1の3の（6）の改正規定については、平成20年4月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年10月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年12月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年 9月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2年 4月30日から施行する。

附則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

この通知による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

附則

この要綱は、令和3年2月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年7月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。